

70年変わらない意味

オピニオン&フォーラム

少ない分量 詳細は個別立法



池田伸壹撮影

1977年、東京生まれ。専門は政治学。ミシガン大学准教授を経て2015年より現職。論文に「株価か格差か」など。アイルランド国籍。

東京大学准教授
Kenneth Mori
ケネス・盛・マツケルウエインさん

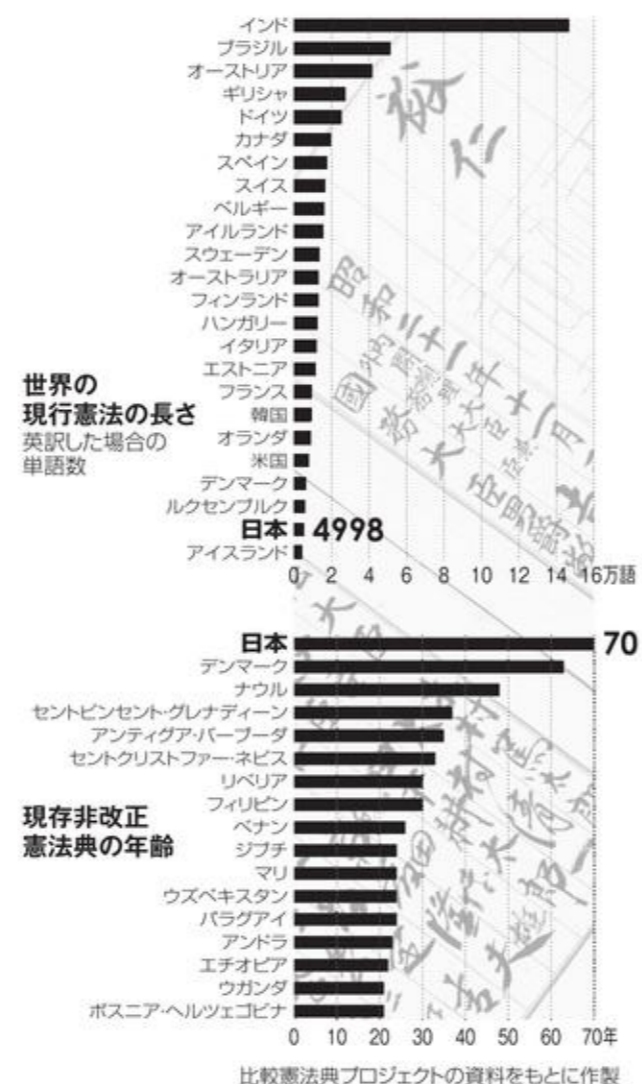
米シカゴ大学を中心にした「比較憲法典プロジェクト」のデータを使って研究しています。米国憲法が施行された1789年以降に存在した約900の成文憲法を英語に翻訳し、760を超える項目についてデータ化され、分析が可能となっています。

万6千語、平均は2万1千語。日本よりも短いのはアイスランド、モナコなど5カ国だけです。もう一つの特徴は「長寿」です。70年間一度も改正されていない日本の憲法は、現行憲法としては世界一です。2位はデンマークの63年です。

長期間、日本の憲法が改正されなかったのは、憲法9条をめぐって国論を二分した議論が続いてきたような政治の状況だけでなく、憲法そのものの構造的な理由があったと考えています。

まず、分量が少ない日本国憲法は、多くの国では憲法本体に書かれている選挙や地方自治など、統治に関する項目が「法律で定める」とされている場合が多い。ノルウェーのように憲法で選挙区まで定めている国と、公職選挙法を60回近く変えても、憲法を変える必要のない日本とは憲法改正に

憲法と一口にいっても、国によって、長さも書き方も違う。施行から70年を迎える日本国憲法は、外国の憲法に比べてどんな特徴を持つのか。条文を変える必要性や意味はどう違うのか。そもそも「憲法を変える」とは、どういうことなのか。



比較憲法典プロジェクトの資料をもとに作製

慶応義塾大学教授
駒村 圭吾さん



山本和生撮影

日本国憲法の文字数が他の主要国と比べて少ないのは確かです。ただ、そのことが「憲法」の規範としての密度の低さに直結するわけではありません。

憲法は本来、理念や原理を定めるものです。条文が細かいことまで決めていなくてもおかしくはない。さらに言えば、あの103カ条の憲法典だけが「憲法」ではないのです。

憲法典に書かれていることの多くは理念でしかないのです。それを制度化し、統治のしくみを組み立てていくための制定法、つまり法律や条約などが必要です。もうひ

とつ必要なのが、理念の意味を明らかにする解釈法、すなわち最高裁の判例や政府解釈です。憲法典の下、制定法、解釈法が一体となって「憲法」ができあがっている。

日本の場合、最高裁は、具体的な訴訟を起さないと憲法解釈を示せない。必然的に、政府が行う解釈が重要な位置を占めることになり、集団的自衛権の行使をめぐる政府解釈の変更が改憲に匹敵するのはそのためです。

憲法を変えるには、条文だけでなく、制定法や解釈法のかたまりも考えないといけない。条文だけ変えても、他がついてこなければ意味がない。逆に、憲法典が変わらなくても、「憲法」が変わることが起きる。

大きな構造体 変動に警戒を

1960年生まれ。専門は憲法。著書に「憲法訴訟の現代的転回 憲法的論証を求めて」、編著に「憲法改正」の比較政治学」など。

70年間、日本の憲法典は変わっていませんが、「憲法」は細かいところで変動しています。そんな

ついでに条件が異なるのは当然でしょう。

一方で、人権については、制定当時の国際水準から見ると、多くの記述がなされており、先進的でした。そのため、例えば男女同権についての新たな規定を憲法に追加するといった切実な必要性がありませんでした。

短いですが、「人権」には手厚く、「統治」は法律に任せていることが、改正の必要がなかった大きな理由だと考えられます。

また、改正されなかった理由として、衆参両院の総議員3分の2以上の賛成が発議に必要で、ハードルが高いという指摘もありました。自民党は、発議要件を両院の2分の1に下げるべきだと主張しています。しかし、議会による憲法改正手続きを定めているこれまでに存在した394の憲法典のうち、日本と同じ3分の2は78%を占め、2分の1はわずか6%。4分の3が11%、5分の3が3%でした。それでも多くの国で憲法が改正されていますから、3分の2が極端に高いハードルとはいえないでしょう。

国の最高法規である憲法が長期間にわたって改正されていないという

中、大きな変動は来さず、自らを守ってきたのが9条でした。PKO参加、集団的自衛権の行使容認など、外装は変わりましたが、「必要最小限度の実力しか持たない」「戦力と自衛力を区別する」という最も核心的な部分は一貫して変わっていない。

自民党が改憲を進めようとしています。自民党が改憲を進めようとしていますが、解釈の集積のどこをどう変えるかまで綿密に考えているように見えません。意味のある改憲でないと、解釈を拘束することはできません。

解釈法をつかさどっている法律専門家たちが自律しているからこそ、改憲に良き緊張をもたらすのです。最近では、内閣法制局など、解釈を担う機関が脆弱になっ

てきている。そうすると、解釈法が骨抜きになり、意味のない文言の変更に、それこそ付随を通じて、政権にとって都合のいい解釈が垂れ流されることになりかねない。

恣意的な解釈が肥大しないよう、条文に細かい規定を書き込むというのには、ありうる考え方で

す。とはいえ、他の条文に比べ、9条だけ規定が細くなるのは、憲法の構造や美学からするとおか

なものかと思えます。自民党の改憲草案では、緊急事態条項だけが細かくて、どこか不自然です。

（聞き手 編集委員・尾沢智史）

（聞き手 編集委員・尾沢智史）